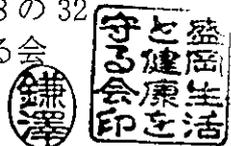


2023年10月6日

盛岡市議会
議長 遠藤 政幸 様

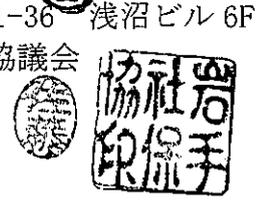
盛岡市本町通2丁目8の32
盛岡生活と健康を守る会
会長 鎌澤 範之



盛岡市本町通2丁目1-36
全日本年金者組合盛岡支部
支部長代理 富岡 弘



盛岡市本町通2丁目1-36
岩手県社会保障推進協議会
会長 佐藤嘉夫



以下署名600名

紹介議員

神部 伸也

中村 亨

縄手 豊子



請願第 13 号

難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願

【請願の趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにして日常生活を快適に過ごすことができるように補完するのが補聴

器です。

高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。わが国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円～50万円と高額のため、日常生活に不便をおぼえつつも利用が困難となっている状況です。

欧州諸国が補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して手厚い公的補助をしていますが、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応（障がい者手帳保持で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が求められています。

全国では、難聴者の補聴器購入に対する補助制度を独自事業として実施している自治体が増えています。県内でも大船渡、遠野市、九戸村、久慈市、釜石市、陸前高田市で独自の補助事業を行っています。

以上のことから下記事項を実現されるようお願いします。

（請願項目）

1. 難聴者の補聴器購入に係わる盛岡市独自の補助・支援事業を実施すること。
2. 「難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう国に対する意見を提出すること。

「難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める請願」

に係る関連資料

- 1 資料 1
難聴と補聴器について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 資料 2
岩手県内の補聴器購入の公的支援を求める意見書採択の状況・・・・・・ P 4
- 3 資料 3
岩手県議会において採択された補聴器購入公的助成を求める意見書・・・ P 5
- 4 資料 4
「軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成」 P 8
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長 宿谷 辰夫
- 5、「聞こえにくい」ということ 難聴者が直面する多様な問題 P 14
東京大学先端科学技術研究センター特任助教 勝谷 紀子
- 6、全国地方議会において採択された補聴器購入公的助成を求める意見書 P 20

難聴と補聴器について

1 難聴者の実態について

難聴者の人口は、一般社団法人補聴器工業会の推計では全国で 1,430 万人（人口比 11.4%）となっています。WHO（世界保健機構）の算定値（人口比 5%）によれば、全国で約 600 万人と推定されますが、実際は 2000 万人（人口比 16.6%）に及ぶのではないかとみられています。したがって、盛岡市では、約 15,000 人（人口比 5%）から 50,000 人（人口比 16.6%）もの難聴者がいることとなります。なかでも、65 歳～74 歳の高齢者の 2 割～4 割、75 歳以上の高齢者のおよそ半数は加齢性の難聴と推定されており、高齢化が進むなか、今後さらに増えていくことは確実です。

盛岡市の 65 歳～74 歳以上の高齢者でみますと、2021 年 9 月末日現在の人口は 39,977 人となっています。このうちの 2 割であれば 7,995 人、3 割であれば 11,993 人、4 割であればもの 15,990 人が加齢性難聴者と推定されます。同じく、75 歳以上の人口は 40,695 人であり 5 割となれば 20,347 人となります。つまり、盛岡市内の高齢者 28,342 人～36,337 人が加齢性難聴者と推定されます。

2 難聴と認知症

- ① 近年の研究で、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になると、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、認知症の発生に影響するという報告や、難聴により他者とのコミュニケーションや社会活動が減る恐れがあり、これが認知症の発症を進める要因になるという指摘もあります。
- ② 2015 年に、認知症対策を重点課題とした国家戦略である「新オレンジプラン」が策定され、「難聴」が認知症の危険因子の一つに位置付けられています。
- ③ 2017 年国際アルツハイマー病会議で、認知症の最大危険因子が難聴であると発表されました。また、認知症の修正可能な 9 つのリスクの要因の一つに難聴があげられました。
- ④ 認知症の人の 80%～90%が難聴を患っているし、認知症の人に難聴があると認知症の進行は早くなると言われています。

3 難聴による日常生活への影響

- ① 65 歳～74 歳の 2 割～4 割、75 歳以上の半数が難聴で悩まされています。
- ② 難聴は、本人だけの問題ではなく、家族や周囲とのコミュニケーションに大きな支障をきたしています。家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、引きこもりがちです。
- ③ 相手の話が聞きにくくなると話を聞き返すことが多くなります。そうすると、次第に会話が減り、家族や社会から孤立してしまい認知症を作りやすくしてしまいます。
- ④ 意外と多いのは認知症と難聴の混同です。声をかけても返事が返ってこない。会話の中身を理解していないなどの理由から認知症が疑われましたが、実は難聴だったという事例もあります。

⑤ 当事者の訴えと相手方からの訴え

ア 当事者の訴え

- ・電話をかけると相手の声が聞こえなくて言っているのが分からない。電話をするのが嫌になった。
- ・聞き間違いで相手の話を誤解してしまう。誤解したくないので話をしたくない。

イ 相手方からの訴え

- ・はい、とか分かったというので、それを前提に物事を進めていたが、いざその時になると、実は全く分かっていなかったし、誤解していたことがあった。難聴者は聞こえていないのに聞こえたふりをする。

- ⑥ 2011年米国サニーダウンステート医療センターの研究によると、内耳が弱って難聴になっている人は、同時に、平衡感覚も衰えてしまし転倒しやすくなる。年を重ねての骨折は寝たきりの原因にもなり、それをきっかけに要介護状態に陥るケースが多いということが指摘されました。

4 難聴と補聴器

- ① 難聴の改善のためには、補聴器を軽度～中等度のできるだけ早いうちから使うのが効果的だと言われています。
- ② WHOでは、41デシベル（基本的には聞こえるが、だけどかなり聞きづらい状態）からの中等度の人から補聴器の装着を奨励しています。そのレベルを放っとくと更に難聴がひどくなるので、この段階で補聴器を付けた方が音の認識が保てるとの意見です。

5 補聴器の装着状況

- ① 日本では、欧米諸国に比べ補聴器の普及が進んでおりません。難聴者のごく一部しか補聴器を使っていない現状にあります。日本補聴器工業会の資料によると、人口当たりの補聴器の使用率は、日本14%（210万人）、イギリス48%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30%となっています。

② 日本補聴器工業会調べ

ア 補聴器所有率

75歳以上	41.6%
65歳以上	18.0%
全体	13.5%

イ 装着効果

補聴器所有の者の84%が補聴器の使用により生活の質（QOL）が何かしら改善したと回答

ウ 補聴器の値段

耳穴オーダーメイド	10万～37万
耳掛け型	7万～31万
ポケット型	3万～8万

- エ 2019年に出荷された補聴器は約61万台。売上高約900億。1台平均15万円。15万～20万円台の補聴器が売り筋。新モデルは、20万～60万。

6 補聴器装着に係る日本と欧米の違い

- ① 欧米では難聴を「医療」の分野とし、補聴器は中等程度の難聴（41 デシベル以上。基本的には聞こえるが、だれどかなり聞きづらい状態）から公的給付の対象となります。
- ② 日本では「障がい」の分野で補助していますが、重度の難聴（70 デシベル以上）にならないと身体障害者手帳の対象にならず、公的給付を受けることはできません。70 デシベルとは、耳元で大きな声で話すレベルです。40 センチ以内で話さないと会話が理解できないほどのものです。つまり相当重度でないと、補聴器購入に公的な支援が受けることができないのが現状です。
- ③ 厳しすぎる日本の公的給付の基準を、大幅に緩和することが求められています。公的な補助があるかないかが、補聴器を利用できるかの明暗を分けていることは明らかです

7 補聴器の価格

- ① 補聴器装着者が少ないもう一つの理由は、補聴器の価格が高い、高すぎるということです。片耳の補聴器の平均は 15 万円ですが、専門家の話では、補聴器とは大変な精密機械であり、人それぞれの聞こえに合わせるにはやっぱり 30 万以上のものではないと人に合わせた微調整ができないと話しています。
- ② 補聴器は他の補装具と比べてもかなりの高額です。収入が少なくなっていく高齢者や年金生活者にとってはかなりの負担です。このため、もうあきらめてしまい、全く耳が聞こえない、あるいは、ほとんど聞こえないまま毎日を過ごされている方もおられます。
- ③ 補聴器を購入したものの使わなくなったという人も結構多い状態です。使いやすく違和感が少ないものはさらに高額で、簡単には買い換えられません。補聴器は精密機械であることから徐々に劣化し、耐用年数は 5 年とされています。何度も購入できるほど生活の余裕はありません。

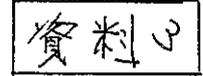
8 改善の方向

- ① 一人ひとりにあった補聴器を利用できる仕組みも、磁気ループ（ヒアリングループ）などの集団補聴設備の普及も、欧米諸国に比べて大きく立ち遅れています。
- ② 加齢に伴う聴力の低下はゆっくりと進行し、視力の低下と比べて自覚しにくく、気づくのが遅れがちです。聴力検査を受ける機会が少ないことも、気づきにくい原因の一つです。本当に聞こえが悪くなってからは、補聴器をうまく使いこなしません。早期発見、早期対応すればコミュニケーションがとれて、人生をそのまま継続できます。補聴器を早めに装着すれば孤立化を防ぎ、認知症予防になり、医療費削減にもつながります。高齢者の特定健康診査や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れることが必要です。
- ③ 岩手県では、身体障害者手帳が該当とならない軽・中等程度の子ども（18 歳未満）のために補聴器購入制度を、独自事業として実施しています。この制度を 18 歳以上にも拡大することが望まれます。
- ④ 身体障害者手帳は、両耳 70 デシベル以上が対象となっていますが、この認定基準を緩和することが必要です。
- ⑤ 日本での補聴器給付は「障がい」の範疇となっていますが、欧米諸国のように、医療保険による給付という考え方への転換が望まれます。

岩手県内における加齢性難聴者の補聴器購入に対する
公的支援制度の創設を求める請願採択の状況

資料 2

補助事業実施	大船渡市、遠野市、九戸村、久慈市、陸前高田市 釜石市
国への意見書採択	岩手県（令和3年10月13日） 大槌町（令和3年3月） 釜石市（令和3年9月10日） 花巻市（令和3年12月14日） 滝沢市（令和4年2月7日） 岩手町（令和4年3月16日） 陸前高田市（令和4年3月18日） 八幡平市（令和4年6月15日） 矢巾町（令和4年9月21日） 紫波町（令和5年3月24日）
請願趣旨採択	北上市（令和4年6月15日） 雫石町（令和4年6月13日）



[お問合せ](#)
[お知らせ](#)
[更新情報](#)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願

[前の画面に戻る](#)

54 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願

[議会の予定](#)

受理番号 54

[開会予定の会議](#)

受理年月日 令和3年10月5日

[議長の主な動き](#)

付託委員会 環境福祉委員会

[議長交際費](#)

委員会付託日

[議員名簿\(五十音順\)](#)

審査結果

[選挙区別名簿](#)

委員会審査日

[委員会名簿](#)

継続審査状況

[会派別名簿](#)

議決結果 意見書を発議し、関係機関に要望することとして採択

[議決年月日](#)

議決年月日 令和3年10月13日

[措置](#)

措置 送付

[備考](#)

備考

内容

[本会議の結果](#)

受理番号:54

[委員会の結果](#)

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める請願

[一般質問通告](#)

(請願趣旨)

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。コミュニケーションが減り、会話しないことで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。

[議会中継](#)

日本の難聴者率は欧米に比較して大差はないと言われているが、補聴器の使用率は、欧米と比べると大きな開きがある。一般社団法人日本補聴器工業会の調査報告によると、イギリスの47.6%に対して、日本は14.4%と極端に低い数値となっている。この背景には、日本において補聴器が高額であることと公的支援制度の不十分さがある。補聴器の売れ筋は、片耳あたり15万円から30万円と高価で、しかも医療保険の適用がないので、基本的に全額自己負担となる。

[本会議会議録](#)

[予算・決算特別委員会会議記録](#)

欧米では補聴器を医療のカテゴリーとしてとらえ、41デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されているが、日本では障害のカテゴリーとしてとらえ限定的に対応さ

[常任・特別委員会会議記録](#)

[議案結果](#)

[知事提出議案](#)

[議員提出議案](#)

[請願・陳情](#)

[議員別賛否の状況](#)

[政策的議員提出条例](#)

[いわて県議会だより](#)

[県民と県議会との意見交換会](#)

[傍聴アンケート](#)

[委員会調査の結果](#)

[議員派遣調査の結果](#)

[海外行政視察報告](#)

[他議会の委員会調査等](#)

[北海道・東北六県議会議長会議](#)

[平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波への対応状況](#)

[予算の状況](#)

[旅費・食糧費の執行状況](#)

[スマートフォン版](#)

[岩手県議会サイト](#)

れており、身体障害者手帳所持者(両耳70デシベル以上の高度・重度難聴者)の場合のみ補装具支給制度により負担が軽減されている。

本県においては、補装具制度の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴者(30デシベル以上70デシベル未満)に対して、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、単独事業として岩手県難聴児補聴器購入助成事業を実施している。しかし、18歳以上の軽度・中等度難聴者は補助対象外となるため、約9割の人は全額自費で購入しているのが実情である。この高額な価格と不十分な補助・支援制度が、特に低所得の年金暮らしの高齢者の補聴器の購入、使用を妨げている。

耳が聞こえにくい、聞こえないということが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっている。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

近年、国内においては加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備する自治体が増加しており、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう、地方自治法第99条に基づいて、内閣総理大臣をはじめ関係部署に意見書を送付する自治体も増加している。岩手県内においても、大船渡市と遠野市が加齢性難聴者の補聴器購入制度を整備し実施しており、宮古市、大槌町及び釜石市が意見書を提出している。

については、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう下記の項目について請願する。

(請願項目)

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する岩手県独自の支援制度を創設すること。
- 2 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するよう地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣をはじめ関係部署に意見書を送付すること。

[🏠 ページの先頭へ戻る](#) [🔍 前の画面に戻る](#)

岩手県庁サイト

問い合わせ先:岩手県議会事務局 議事調査課

住所:〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話番号:019-629-6020 ファクス:019-629-6014

軽・中等度難聴者に対する 補聴器購入費助成

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長

宿谷 辰夫 しゅくや たつお

1962年滋賀県生まれ。(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会副理事長および補聴医療対策部長、滋賀県中途失聴難聴者協会会長として聴覚障害者の福祉向上に携わる。厚生労働省委託事業補聴器販売者の技能向上研修等事業企画推進委員会委員、滋賀県手話言語・情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会委員。また、地方公務員として甲賀市教育委員会人権教育室長などを歴任。



聴覚は、人間が本来持っている能力を構成する重要な要素であり、他者とのコミュニケーションや関わりを持つ上で最も重要な感覚である。幼児期から高齢期まで、どの時点で難聴を患っても日常生活の中での孤独を感じる機会が多くなる。

日本補聴器工業会が実施した調査では、日本の難聴者の補聴器所有率は14.4%、装用者の満足度は38%と、欧米諸国と比して極端に低い状況にあり、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、障害者総合支援法による補装具(補聴器)利用者の視点から、今後も補聴器購入費助成制度等に関する要望活動を展開していく決意である。

はじめに

2021年は、「障害を理由とする差別の解消推進に関する法律」(2016年4月1日施行)の改正が実現し、公共団体だけでなく、事業者においても合理的配慮の提供が努力義務から法的義務に改められた。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法。2013年4月1日施行)の見直し議論が継続され、私たち一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(以下、全難聴)においても、障

害認定の見直しや意思疎通支援事業の改善などの意見を提出したところである。全難聴を含む当事者団体の意見を踏まえ、厚生労働省内に設置されている社会保障審議会障害者部会においては、今後の改正議論に向けての中間報告がまとめられる予定となっている。

このような法整備の進展は、障害者権利条約の批准を受けた国内法整備の一環であり、昨今において各方面で取り組まれているSDGsなど、多様性を尊重する共生社会実現への取り組みが後押ししていると考えられる。

一方、私たちの周りにおいて社会的格差が

広がりつつある現実を痛感しており、新型コロナウイルスの感染拡大や各地で頻繁に発生している災害などがもたらす社会全体の緊迫感、社会的弱者といわれる人たちを直撃している。周囲とのコミュニケーションが図れないまま、自宅療養を強いられている一人暮らしの高齢難聴者などの安否が心配され、また難聴の児童を抱えている家庭にとっても大きな影響が出ている状況にあるといえる。

このような状況に置かれている当事者が安心して暮らせるよう全難聴では、最重要課題の一つとして障害認定の見直しを求めてきた。本稿では、当事者の立場から軽・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成の現状と課題等について述べる。

補聴器助成の社会的意義

厚労省障害保健福祉部による2022年度概算要求(2021年10月現在)では、障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援として、2兆3257億円(前年度2兆2131億円)が盛り込まれた。この中に聴覚障害児支援のための推進施策として1.7億円が計上され、補聴器などに関する情報提供の充実も含まれている。

まず、自治体が補聴器購入の助成を行うことの社会的意義について考察してみたい。

難聴に起因する障害は、日常生活を送るに当たり大きな損失であり、引きこもりなどの社会的孤立や、家族・友人との人間関係の悪化を引き起こす確率は相当に高い。65歳以上の人口が20%を超える、いわゆる超高齢社会へと日本が突入したのは2007年のことであり、現在では約30%にまで達している。高齢期には大半の人々が聴力の低下を自覚することになり、老化に関する長期縦断疫学研

究(NILS-LSA第6次調査)によれば、難聴有病率は65歳以上で急増し、65~69歳では男性の43.3%、女性の27.7%、80歳以上では男性の84.3%、女性は73.3%まで上昇している。また、日本の65歳以上の高齢難聴者は約1655万人と推計されており、世界保健機関(WHO)は、65歳以上の3人に1人が難聴を抱えているとの見解を発表した。

一方、難聴ケアの第一の選択肢は補聴器であり、改善状況には個人差があるものの、適切に調整された補聴器を使用することで言葉の聞き取り等が容易となり、社会的孤立の解消にも多大な効果を発揮している。また、補聴器は交通事故の発生頻度や不意の転倒、認知症やうつ病の発症を防ぐといった諸々の役割を果たしているものと思われる。

アメリカの調査では、40歳から69歳において難聴が10dB悪化するごとに転倒のリスクが1.4倍高まったとの結果が報告されている¹⁾。そして、近年の国内外での様々な研究成果により、難聴をきっかけとした高齢者の認知機能低下のリスクが、補聴器を装用することにより減少傾向にあることが明らかとなってきた。

交通事故は難聴当事者のみならず相手を伴うことが多く、転倒ひとつにおいても他人を巻き添えにしてしまう事態も想定される。また、認知症やうつ病の患者の増加が、社会的な損失につながるの明白である。補聴器の助成制度は当事者の聞こえの改善のみでなく、実は社会全般の生産性や安定性にとっても有意義な福祉サービスの一つであり、今後さらに制度の拡充を図っていく必要があると考える。

補聴器購入費助成制度の現状

補聴器は管理医療器(リスクレベルクラス

II)であり、特に補聴器販売を扱う事業者においては「医薬品医療機器法」等の関連法規のほか、自主基準によるガイドラインを定め遵守しなければならないとされている。近年インターネットのサイトや量販店で販売されている集音器とは一線を画しており、管理医療器としての位置付けのない製品については、助成制度の対象とならないので注意が必要である。

補聴器の購入に当たっては、次のような費用負担を軽減する制度がある。①障害者総合支援法による支給、②労働災害で難聴を認定された場合の補聴器の支給(無償)、③確定申告時における医療費控除(耳鼻咽喉科学会認定の補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」と購入時の領収書が必要)、④自治体独自の支援施策——。本稿では、①と④の制度について触れることにする。

障害者総合支援法による支給

補聴器は、障害者総合支援法において「補装具」と定義されており、支給内容は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(2006年9月29日厚生労働省告示)に基づいている。その中で補聴器に関係する項目を抜粋した(表1)。

支給の対象となるには、身体障害者手帳を取得する必要がある。手帳は、障害の認定基準を満たす場合に都道府県知事、指定都市市長、中核市市長より交付され、申請自体は耳鼻咽喉科の指定医師が診断書や意見書に所見を記載し、市区町村の障害福祉担当まで提出することになっている。

支給額には上限が定められており、負担する金額は世帯の所得に応じて設定される。

障害者総合支援法では500Hz、1 kHz、2 kHzの3周波数の4分法平均聴力レベルを用いて、両耳の聴力レベルが70dB以上の場合を高度聴覚障害(6級、4級)、90dB以上の場合を重度聴覚障害(3級、2級)と認定している(表2)。

70dBといえば、幹線道路の交差点や掃除機レベルの音で、それが聞こえないのである。70dB未満では身体障害者の基準に該当しないが、補聴器を用いなければ、言葉の獲得に悪影響が出る可能性がある。日本聴覚医学会では、25dB以上40dB未満を軽度難聴、40dB以上70dB未満を中等度難聴と分類している。

身体障害者に認定される場合には、同法に基づき購入・修理の費用が支給されるが(表3)、70dB未満の軽・中等度難聴の場合は対

表1 補聴器の購入等に要する費用の算定基準

障害者総合支援法見積り金額早見表				
福祉等級	形式	最終見積額 (調整費含む)	利用者負担額 (1割負担の場合)	公費負担額 目安
4級・6級	高度難聴用ポケット型	¥43,600	¥4,360	¥39,240
	高度難聴用耳かけ型	¥45,900	¥4,590	¥41,310
2級・3級	重度難聴用ポケット型	¥57,800	¥5,780	¥52,020
	重度難聴用耳かけ型	¥69,300	¥6,930	¥62,370
役所の許可 が出れば	耳あな型(レディメイド)	¥89,000	¥8,900	¥80,100
	耳あな型(オーダーメイド)	¥139,000	¥13,900	¥125,100
	骨導式ポケット型	¥72,100	¥7,210	¥64,890
	骨導式眼鏡型	¥122,000	¥12,200	¥109,800

表2 障害者総合支援法の障害認定における聴力レベルと等級

【聴覚障害】

等級	障害程度
1級	
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上の者(両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが90dB以上の者(耳介に接しなければ大声語を理解し得ない者)
4級	1 両耳の聴力レベルが80dB以上の者(耳介に接しなければ話声語を理解し得ない者) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下の者
5級	
6級	1 両耳の聴力レベルが70dB以上の者(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ない者) 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上の者

表3 補聴器購入費の支給基準(給付判定基準)

補聴器の形状形式	給付対象者の判定基準	障害等級
高度難聴用ポケット型	聴力レベル90dB未満の者(高齢者・寝たきり状態で耳かけ型や耳あな型補聴器の装用、操作が困難な者等)	6級 または 4級
高度難聴用耳かけ型	聴力レベル90dB未満の者で、真に職業上または教育上必要な者 「職業上」の場合 ①ポケット型補聴器では、作業上制限や支障が生じ、耳かけが必要な場合 ②作業環境から音声や環境音の音源が特定できないと能率が上がり、また危険を伴う場合 ③外見上、接遇などで特に耳かけ型が必要な場合 「教育上」の場合 ①学習制限や支障が生じ、耳かけ型が必要な場合 ②職業訓練等で音声や環境音の音源が特定できないと能率が上がり、また危険を伴う場合	
重度難聴用ポケット型	聴力レベル90dB以上の者(高齢者・寝たきり状態で耳かけ型や耳あな型補聴器の装用、操作が困難な者等) *職業上、使用上の習慣等から必要な場合は、聴力レベル80dB以上の者	3級以上 場合により 4級
重度難聴用耳かけ型	聴力レベル90dB以上の者で、真に職業上または教育上必要な者 *「職業上、教育上」の場合は、高度難聴用耳かけ型に同じ *職業上、使用上の習慣等から必要な場合は、聴力レベル80dB以上の者 *FM補聴システムは、真に社会生活上必要な者、社会参加を積極的に行っている者またはQOL向上から真に必要な者	
耳あな型	聴力レベル90dB未満の者で、高度難聴用ポケット型および高度難聴用耳かけ型補聴器の装用が困難で真に必要な者 *耳あな型(レディメイド)は、既製品での対応が可能な者 *耳あな型(オーダーメイド)は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者	6級 または 4級

象にならないという実態がある。

片耳が聞こえれば問題ないのか

補装具費の支給は原則として1種目に1個とされ、両耳装用で補聴器2台分の助成を受

けたい場合は、都道府県の身体障害者更生相談所等の面接判定を受けることになっている。医師意見書等により真に必要であると判断される場合は文書判定で支給が決まる。しかしながら、医師や更生相談所等の担当者の

判断基準には少なからず見解の相違があり、軽・中等度難聴者にとっては、申請に当たり大きな壁となっている。

そもそも「片方が聞こえれば問題ない」という前提の制度設計では、片耳装用に伴う遅発性廃用や、語音明瞭度の低下などのほか、一側性難聴では対象にならないなど、様々な問題につながっているものと思われる。

人間は、両眼の正常な働きがなければ立体視できないのと同じように、耳も2つあることで立体的に聞き分けることが可能であり、これを両耳聴効果と呼んでいる。高齢者にとっても聴覚の廃用性を予防することは重要であり、中途半端な聞こえのままに放置し、両耳へと常に聴覚刺激が入ってこない状態にしていると、時間の経過とともに蝸牛神経等が徐々に弱まり、回復が難しくなる一方である。両耳で聞くと片耳で聞くよりも音が大きく感じられることもあり、コロナ禍におけるマスク社会では、片耳のみの装用では語音明瞭度が格段に下がり、明らかに日常生活に支障を来している状態である。

両耳装用には、①会話の理解が高まる、②音の方向感が増す、③音の区別がしやすくなる、④可聴範囲が拡大する、⑤音質が向上する、⑥補聴器使用に関する満足感が向上する——といったメリットがあるといわれている。

自治体独自の支援と不公平感

近年、軽・中等度難聴児の補聴器購入費用助成を実施している市区町村が増加しており、聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付を受けることができない18歳以下の者を対象とした支援を行っている。ただし、遠く離れている話し手の声を電波で送受信することにより、補聴器を通じての聞き取りを良くす

るなどの性能を有する補聴援助機器等については、依然として助成対象外としている市区町村が多い。

また、高齢者で身体障害者手帳の交付を受けることができない層に対して、何らかの給付事業を実施している自治体が全国各地で散見されるようになってきているが、助成の上限額は2万円から8万円とばらつきが生じている。補聴器の平均価格は15万円ともいわれており、2万円程度の助成では根本的な負担軽減にはつながらないとの見方もある。

ただ、申請に当たっては耳鼻科医(補聴器相談医)の意見書が必須であるため、誤って集音器を購入することや、認定補聴器技能者不在の販売店などから自分の聴力に合わない製品を購入するなど、いわゆる「タンス補聴器」を購入するケースを防ぐ効果が期待できる。

東京都千代田区、福岡県田川市、岩手県大船渡市などは年齢を問わず給付している。しかし全国统一での制度とはなっておらず、一部の自治体では制度適応外となったり、隣の市区町村に比べて助成額が少なかったりするなどの不公平感が生じている。

現在、地方自治法第99条の規定に基づき、加齢性難聴者の補聴器購入に関する公的補助制度の創設を求める意見書を採択し、国へ提出する地方議会が後を絶たない。

支援の拡大に向けて

WHOは2021年3月に「聴覚に関する世界報告書」を発表し、軽度難聴における発症の測定値を26dBから20dBに引き下げた。20dBは1m先の時計の秒針の音レベルだが、それが聞こえなければ生活に支障を来すとして、「軽度難聴」と認めるのである。以前から日本における身体障害者福祉法の聴覚障害

等級程度とWHOの認定基準に大きな開きがあったが、さらに拡大したことになる。

全難聴は、認定基準の見直しを求めて数年にわたり厚労省に要請を行っているが、同省の回答は、①身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由等の障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点から身体機能の状態を基本としつつ、日常生活の制限の程度によって定められている。②聴覚障害の認定基準については、医学的知見、障害間の全体的バランス、関連施策への影響などの観点から慎重に検討する必要がある——というものである。

日本の障害者総合支援法の「補装具制度」では、障害者手帳を持っていない軽・中等度難聴者や加齢性難聴者の多くは公費助成の対象外として自費購入を強いられている。そこで全難聴では、与野党や厚労省に対し、次のように求めている。

- ①聴覚障害認定基準を見直すこと(dBダウン)によって、障害者総合支援法の「補装具制度」による補聴器利用者を拡大してほしい。
- ②自己負担で補聴器購入を強いられている難聴者に対する公費助成を拡大してほしい。

当事者からの切実な声

最後に全国の軽・中等度難聴者の声から代表的なものを列記し、まだまだ書き足りない面もあるが、本稿を終えることにしたい。

- ◆加齢性難聴が認められる高齢者について、認知症予防や転倒予防などの長寿命化対策による観点、また消費者として製品購入の際の安全性を確保する観点から、全国一律の助成制度を構築してほしい。
- ◆難聴児童における学校・園での学習環境を改善するに当たり、補聴援助機器の購入助成についても、合理的配慮の観点を踏まえ全国一律の制度としていただきたい。
- ◆補聴器には耳かけ型、ポケット型、耳あな型などがあり、支給基準が複雑であるが、当事者における聞こえの状態は日々変化しており、それによっては適合する補聴器の種類も変動してくることから、両耳装用の補助のあり方も含めて、助成に当たっては柔軟に対応できるような形での制度設計としていただきたい。
- ◆人工内耳の電池同様に補聴器の電池についても助成願いたい。
- ◆助成制度が比較的充実している市区町村においても、関連する情報を当事者が得られていなければ、制度を知らなかったことによる申請漏れが生じることになるので、不公平にならないよう広く制度の周知に努められたい。

文献

- 1) Frank R. Lin, et al. Hearing Loss and Falls Among Older Adults in the United States. Arch Intern Med. 2012 Feb 27; 172(4): 369-371.

「聞こえにくい」ということ 難聴者が直面する多様な問題

東京大学先端科学技術研究センター特任助教

勝谷 紀子 かつや のりこ

青山学院大学社会情報学部助教、北陸学院大学人間総合学部社会学科教授を経て2022年2月より現職。博士(心理学)。専門は心理学、社会福祉学。論文に「How do people disclose their mild-to-moderate hearing loss?」、著書に『難聴者と中途失聴者の心理学』(共著、かがわ出版)、『心理学からみたうつ病』(分担執筆、朝倉書店)など。



本稿では、難聴の捉え方の違い、聞こえ方の問題の多様さ、支援の必要性について述べる。国内外の難聴についての現状も述べた。発達段階や、入学、就職、子育てなどのライフイベントによって経験する聞こえの問題は異なり、必要な支援も異なる。医学的な支援のほか、心理的支援、福祉的支援、学校や職場での合理的配慮など多面的である。聞こえの問題の対応は長期的な視点から様々な分野が連携して行うことが求められる。

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大でマスクやアクリル板、ビニールカーテン越しに会話することが求められ、音声聞き取りにくい場面が増えてきた。これまで聞こえについて困ることがなかった人も聞き取りにくさ、会話のしづらさを体験することが多くなったのではないだろうか。

感染拡大を防ぐための外出自粛やロックダウンによって世界的にもコミュニケーションを取る機会そのものが減っている。カナダにおける新型コロナウイルス対策のロックダウンによる人工内耳装用児の音声環境の変化を見ると、音声に接する時間がコロナ前より減

少しており、人工内耳のデータからも、実際にコロナ禍によって音声を受け取る機会が少なくなったことも示されている¹⁾。

2020年より左耳に人工内耳を装用し始めた筆者も、アクリル板などの音声を阻む威力に改めて気付かされた。一方で、難聴があってもアクリル板やマスク越しの会話に特に困らないという人もいる。聞こえにくさを持つ人々が直面する問題は非常に多様である²⁾。

本稿では、聞こえにくさにまつわる様々な問題について考える。難聴の原因や発症時期、難聴の捉え方の違い、難聴によって直面する様々な問題、支援の必要性について述べるとともに、聞こえの特徴や聞こえにまつわる問題が多様であることを示す。

難聴の原因や発症の時期の問題

難聴のタイプは、その問題を引き起こしている場所によって伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴、後迷路性難聴と様々なタイプに分けられており、それぞれのタイプの難聴を引き起こす原因にも様々な疾患等が考えられる³⁾。どのようなタイプの難聴かによって聞こえにくさの様相が非常に多様である。

また、難聴を発症した時期によっても直面する問題が異なる。先天性あるいは生まれて間もない頃に難聴が生じた場合には言語獲得の問題がまず大きい。言語獲得の後に難聴となった場合には、学校教育での学習の遅れや友人等との対人関係の問題に直面することが考えられる。青年期においては受験や就職試

験といった進路選択にも大きく左右する。成人期以降になると結婚生活や子育てにおけるコミュニケーションのつまずきにも関わる。職業生活でキャリアを積み重ねる際に困難を経験することもある。高齢期においては、難聴であることの自覚や補聴器の装用が適切に進まないこと、認知症や認知機能の低下との関連が指摘される⁴⁾。

総論として、難聴の原因や発症の時期などによって抱える問題には多様さがあるといえよう。

難聴の捉え方

WHOの「World Report on Hearing (2021年3月版)」⁵⁾では、疫学的な立場からの難聴の程度の段階表(表1)がある。

表1 聴覚障害の段階と聴力閾値および聞こえの体験(WHO)

段階	聴覚閾値(良い方の耳) デシベル(dB)	大人での静かな環境での聴取経験	大人での騒音下での聴取経験
正常な聴力	20未満のdB	音の聞き取りに問題はない	音の聞き取りに問題がない、または少ない
軽度難聴	20から35dB以下	会話の聞き取りに問題がない	会話の聞き取りが困難な場合がある
軽中度難聴	35から50dB以下	会話の聞き取りが困難な場合がある	会話の聞き取りが困難で、会話に参加できない
中等度難聴	50から65dB以下	会話の聞き取りが困難であるが、大きな声は問題なく聞き取れる	ほとんどの会話を聞き取ることができず、会話に参加することも難しい
高度難聴	65から80dB以下	ほとんどの会話を聞き取ることができず、大きな声の聞き取りと理解が困難な場合がある	会話の聞き取りや会話への参加が極めて困難
重度難聴	80から95dB以下	大きい音を聞くことが非常に困難	会話を聞き取ることができない
完全な失聴/ ろう	95dBまたはそれ以上	音声およびほとんどの環境音を聞き取ることができない	会話とほとんどの環境音が聞き取れない
一側性	聴力が良い方の耳で20dB未満、悪い方の耳で35dB以上	悪い耳の近くで音がしなければ問題がない場合もある。音源定位が難しい場合がある	会話の聞き取り、会話への参加、音源定位が困難になることがある

注：WHOのWorld Report on Hearingの最新版(2021年3月)に掲載された聴覚障害の段階と聞こえの体験の表(Table 1.3. Grades of hearing loss and related hearing experience)を訳したものである。

原典の脚注にも示されているように、この表だけを基に補聴機器の判断や障害の判定をするべきではないが、2つの特徴が指摘できる。つまり、この表で特徴的なのは、聞こえの体験について、静かな環境での聴取経験と騒音下での聴取経験を分けてまとめていること、一側性の難聴についても分けて表記していることである。

日本においては、身体障害者手帳取得の基準は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の「身体障害者障害程度等級表」に定められている(本誌41頁参照)。そのうち、聴覚障害においては、最も障害の程度が軽い、すなわち等級が低い6級であっても、「①両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの)、②一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの」という基準となっている。

例えば、聴力が50dB台から60dB台の場合、WHOの表に基づけば中等度難聴である。体験的にも静かな環境では「会話の聞き取りが困難であるが、大きな声は問題なく聞き取れる」ものの、騒がしい環境では「ほとんどの会話を聞き取ることができず、会話に参加することも難しい」。にもかかわらず、身体障害者福祉法の上では「聴覚障害」に該当せず、障害があると見なされない。補聴器や補聴機器の購入は自費となり、福祉的なサービスを受けられない場合が多い。

障害の定義は法律や制度の目的により異なるため、目的が同じ制度で定義を比較すべきとの指摘がある⁶⁾。そのため、表1の疫学的な立場からの段階表と直接比較するのは適切ではないかもしれないが、日常のコミュニケーションに困難を感じている人々に支援が十分

に届いていないことは否めないであろう。

実際、海外の制度との比較をしたこれまでの論考では、日本の制度における定義がWHOの基準より厳しく、欧米には等級がない国があること⁷⁾、スウェーデンにおいては日本のように聴力で区切られた「聴覚障害者」という概念はなく、聴覚障害者のデータも「たとえ補聴器を使っても複数の人の間での会話を聞くことが難しい」と答えた人が対象であること⁸⁾などが示されてきた。

また、アメリカの現状を見ると、The National Institute on Deafness and Other Communication Disorders(NIDCD:米国国立聴覚・伝達障害研究所)⁹⁾のサイトによる統計情報のまとめでは、18歳以上の成人の約15%(3750万人)が、何らかの聞こえの問題を抱えている。また、12歳以上の8人に1人(13%、3000万人)が、標準的な聴力検査で両耳に難聴があるとされ、成人の約10%、約2500万人が、過去1年間に少なくとも5分間続く耳鳴りを経験したとされている。

世界的にも難聴の問題は今後さらに増加していくことが指摘されており、難聴の予防と早期発見は重要な課題である。

日本においては身体障害者手帳の取得の基準を満たさない難聴者の支援をいかに手厚くするかが問われる。

難聴にまつわる困り事と周囲の理解

難聴は、その聞き取りにくさ、聞こえにくさの体験を周囲の人が見ることのできない「見えない障害」である。そのため、どのように困難を抱えているのかが周囲には分かりづらいことが多い(表2)。

筆者は、2019年に難聴者を対象として聞

こえにまつわるストレスについて考えるワークショップを実施した¹⁰⁾。その際の教材にするため、難聴の人々に聞こえについての困り事に関するインタビューを行った。表3はその一部を抜粋したものである。様々な場面において悩みがあること、悩みの種類も多様であることがうかがえる。

ところが、難聴者はその聞こえづらさ、聞き取りにくさを誰にでも率直にオープンにしているわけではない。難聴であることを開示しづらく抵抗感があること、いかに周囲の人々

表2 障害者手帳を持たない全ての難聴者が「経験した」と回答した項目 (勝谷, 2011より)

「声の小さな人の話が聞き取りにくかった」
 「周囲が静かでない場所での会話が聞き取りにくかった」
 「聞き間違いをした」
 「友人や知人との複数人の集まりで聞き取りにくかった」
 「自分が聞きたいと思う音を十分に聞くことができなかった」
 「遠くから話しかけられて聞き取りにくかった」
 「電話で相手の声が聞き取りにくいために聞き返しをした」

表3 難聴者の様々な悩み

(勝谷(2019)で実施したワークショップで使用した教材より一部抜粋)

生活上不便なこと

電話で困るのは、わからない時は何度聞いてもわからないことである。わからないまま終わった時は、困るとともにストレスになる。

テレビを見る際、字幕がないと理解できない。

家のチャイムについて、チャイムはわかるが、スピーカーホンごしの会話ができない。

バス・電車(車内・駅構内)、公共の場でのアナウンスが聞き取れない。気疲れする。

後ろから走ってきた自転車・自動車に気付かず、危険なときがある。

聞き取りにくい状況

学校の食堂、教室等、騒がしいところでの会話が難しい。

人勢の中に居ると、話がわからず取り残されたような気持ちになる。

音の方向がわからないため、誰が話しているのかわからないときがある。

マスクをかけて話されると、非常にわかりづらい。

補聴器の感度を上げてもらおうと、敏感になってしまい、音がかえってうるさく感じるようになってしまった。

会話・コミュニケーション

日常会話、短い文の時は、相手の言っていることが想像でき、話の流れで理解をすることができる。しかし、単語・音節になると聞き取りが難しくなる(いち/しち等)。

講義での先生の話では、先生の話し方とか、声質による。共通するのは、歩き回られるとしんどい。会話についていくのがつらい。分かったふりをして聞いているだけで少しも楽しくない宴会も多い。

聞き間違えることで、恥ずかしい思いをすることがある。

難聴によって起こる二次的問題

聞き取れず、聞き返す際に「聞こえてないの?」とげげんな顔をされる。

聞き取れず聞き返す際、相手がいら立ったり、怒ったような口調になる。

自分がボーッとした人のように見えるのだろうと考えてしまう。

コミュニケーションがスムーズにいかないことが多いと、人と話すのがおっくうになり、孤独を感じやすくなる。

配慮を求めると断られることがあり、足手まといのように感じてしまう。

に難聴の開示をするかは、人によって異なる経過をたどることが明らかとなっている¹¹⁾。

また、筆者にも経験があるが、難聴によるコミュニケーションの失敗を、緊張や「天然ボケ」キャラなど、別の理由に解釈されるように振る舞うことも可能である。そのため、いっそう周囲には難聴であることや難聴による困難が分かりにくいという問題がある。

相互理解を深め、必要な支援を得られるようになるためにも、難聴という特徴は自分自身を記述する多くの特徴のうちのひとつだと認識できるように支え、自己認識を深められるような支援が必要である¹²⁾。

治療と補聴について

一般社団法人日本補聴器工業会「Japan Trak 2018 調査報告」¹³⁾によると、日本における補聴器の所有率(普及率)は14.4%と、諸外国に比べて低い。また、補聴器所有者の66%が期待通りもしくは期待以上に役に立っていると回答していた。満足度も高いとは言いがたいのが現状である。

補聴器を持たない人の利用しない理由として上位を占めていたのが「わずらわしい」「補聴器を使用しても元の聞こえには戻らない」「難聴がそれほどひどくない」といったものであった。

補聴器を所有していながらまったく使用していない、いわゆる「タンス補聴器」状態の人も7%いることが判明しており、補聴器が必要になる前の早い段階から正しい知識を持つ機会が必要であるといえる。

支援について

日本においては、難聴対策議員連盟が新生児、乳幼児期から高齢期までの全世代の難聴

対策の指針「Japan Hearing Vision」を2019年12月に取りまとめて、全世代にわたる難聴対策を進めている¹⁴⁾。2021年12月には「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(案)」に関するパブリックコメントの募集も行われた¹⁵⁾。

オーストラリアでは、難聴者への支援体制が非常に充実しており、Hearing Australiaという公的機関が補聴器や補聴機器のサービス提供者としての支援を行っている¹⁶⁾ほか、Australian Hearing Hubという聴覚分野の臨床・研究の拠点や、国立音響研究所(National Acoustic Laboratories; NAL)、人工内耳メーカーなど産官学民が連携して支援に当たっている^{17,18)}。

日本においてもこうした公的な機関や民間企業、教育研究機関等による長期的なスパンを見据えた難聴児・者支援を充実させることが求められる。

まとめ

本稿では、聞こえにくさにまつわる様々な問題について概観的に述べた。発達段階や、入学、就職、子育てなど体験するライフイベントによって聞こえの問題は異なり、必要な支援も異なる。医学的な支援のほか、心理的支援、福祉的支援、学校や職場での合理的配慮など多面的である。聞こえの問題の対応は長期的な視点から様々な分野が連携して行うことが求められる。

文献

- 1) Karen A. Gordon, et al. Exposure to Spoken Communication in Children With Cochlear Implants During the COVID-19 Lockdown. JAMA Otolaryngology-Head & Neck Surgery. 2021, 147(4), 368-376.

- 2) 難聴者の心理学的問題を考える会. 2020.
- 3) 岡本康秀. 第2章 難聴の原因と対策. 難聴者と中途失聴者の心理学—聞こえにくさをかかえて生きる. 難聴者の心理学的問題を考える会. かもがわ出版, 2020.
- 4) 佐野智子. 第4章 高齢期の難聴. 難聴者と中途失聴者の心理学—聞こえにくさをかかえて生きる. 難聴者の心理学的問題を考える会. かもがわ出版, 2020.
- 5) World Report on Hearing (3 March 2021). WHO. <https://www.who.int/publications/i/item/world-report-on-hearing>
- 6) 寺島彰. 各国における障害の定義. ノーマライゼーション 障害者の福祉. 2007, 27(8). <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n313/n313003.html>
- 7) 瀬谷和彦. 障害の定義から生じる難聴者・中途失聴者の現状と課題. ノーマライゼーション 障害者の福祉. 2007, 27(8). <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n313/n313004.html>
- 8) 水野映子. スウェーデンの聴覚障害者—日本との比較を通じて. ライフデザインレポート. 2010 (196), 39-41. <https://www.dlri.co.jp/pdf/ld/01-14/wt1009.pdf>
- 9) Quick Statistics About Hearing. NIDCD. <https://www.nidcd.nih.gov/health/statistics/quick-statistics-hearing>
- 10) 勝谷紀子. 難聴者が自身の難聴およびストレスについて理解を深めるためのプログラム作成の試み: ストレス対処ワークショップ. 特殊教育学研究. 2019, 56(5), 305-314.
- 11) Katsuya N, et al. How do people disclose their mild-to-moderate hearing loss? Japanese Psychological Research. 2021. <https://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/jpr.12386>
- 12) 聴覚障害教育の手引 言語に関する指導の充実を目指して. 文部科学省. 2020. https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_tokubetu02-100002897_003.pdf
- 13) JapanTrak 2018 調査報告. 一般社団法人日本補聴器工業会. http://www.hochouki.com/files/JAPAN_Trak_2018_report.pdf
- 14) 難聴対策議員連盟. 自見はなこ(じみはなこ) 公式サイト <https://www.jimihanako.jp/parliamentarians-forthe deaf>
- 15) 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(案)」に関するご意見の募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1031_CLS&id=495210313&Mode=0
- 16) Hearing Australia. <https://www.hearing.com.au>
- 17) Hearing research institute. NAL. <https://www.nal.gov.au/>
- 18) 佐野智子, 他. 日本における難聴者支援の課題: オーストラリアの難聴者支援システムの紹介と産官学民連携の重要性. 応用老年学. 2021, 15(1), 86-96.

2021.3.31 HP調査 地方議会「(加齢性)難聴者の補聴器購入の助成を求める」意見書採択の状況

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
1 兵庫県	兵庫県議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成30年12月14日
2 神奈川県	神奈川県議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	平成31年3月15日
3 長野県	長野県議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月28日
4 高知県	高知県議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月28日
5 石川県	石川県議会	加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書	平成31年2月28日
6 和歌山県	和歌山県議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和2年3月17日
1 北海道	伊達市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月18日
2 北海道	斜里町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月11日
3 北海道	江別市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月25日
4 北海道	根室市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月21日
5 北海道	旭川市議会	加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年7月17日
6 北海道	津別町議会	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月21日
7 北海道	登別市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年7月3日
8 北海道	新ひだか町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月20日
9 北海道	知内町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月20日
10 北海道	仁木町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月20日
11 北海道	古平町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月20日
12 北海道	余市町議会	加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月20日
13 北海道	標茶町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月6日
14 北海道	広尾町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月7日
15 北海道	芦別市議会	加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月30日
16 北海道	赤平市議会	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月26日
17 北海道	歌志内市議会	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月24日
18 北海道	むかわ町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月11日
19 北海道	芽室町議会	加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月4日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
青森県	青森市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月27日
青森県	八戸市議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和2年9月17日
青森県	五戸町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月16日
青森県	階上町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月11日
青森県	南部町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月4日
青森県	新郷村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月11日
青森県	外ヶ浜町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月9日
青森県	深浦町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月8日
青森県	藤崎町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月10日
青森県	大鰐町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月10日
青森県	鶴田町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月7日
青森県	三戸町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月15日
青森県	大間町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月16日
青森県	佐井村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月11日
青森県	鱒ヶ沢町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月14日
青森県	黒石市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月14日
青森県	平内町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月14日
青森県	田子町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月16日
青森県	五所川原市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月15日
青森県	田舎館村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月10日
青森県	七戸町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月11日
青森県	東北町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月12日
青森県	平川市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月22日
秋田県	にかほ市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月13日
秋田県	潟上市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月7日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
45 秋田県	大館市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する国の公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月16日
46 秋田県	由利本荘市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月18日
47 秋田県	横手市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月19日
48 秋田県	羽後町議会	加齢による難聴の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	令和元年12月13日
49 秋田県	東成瀬村議会	加齢による難聴の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	令和元年12月13日
50 秋田県	秋田市議会	難聴者の補聴器購入に対する国の支援に関する意見書	令和2年3月19日
51 秋田県	仙北市議会	加齢による難聴の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	令和2年6月26日
52 秋田県	五城目町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月18日
53 秋田県	三種町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月18日
54 秋田県	藤里町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年9月18日
55 秋田県	八郎潟町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年9月18日
56 秋田県	八峰町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月11日
57 秋田県	能代市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月29日
58 秋田県	井川町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月16日
59 秋田県	北秋田市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年12月22日
60 秋田県	上小阿仁村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年12月17日
61 山形県	米沢市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月27日
62 福島県	伊達市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月18日
63 福島県	郡山市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月17日
64 埼玉県	和光市議会	加齢性難聴者の日常生活用具として欠かさない補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月18日
65 埼玉県	新座市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月20日
66 埼玉県	富士見市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月20日
67 埼玉県	吉川市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月14日
68 埼玉県	戸田市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月26日
69 埼玉県	上尾市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和元年12月24日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
70 埼玉県	嵐山町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和元年6月14日
71 埼玉県	桶川市議会	特定健康診査における高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成を求める意見書	令和元年9月26日
72 埼玉県	草加市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成のあり方について検討を進めるよう求める意見書	令和元年9月20日
73 埼玉県	秩父市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年3月16日
74 埼玉県	宮代町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年3月30日
75 埼玉県	松伏町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年3月18日
76 埼玉県	上里町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和2年6月15日
77 東京都	三鷹市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める意見書	令和元年9月30日
78 東京都	東久留米市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成30年12月26日
79 東京都	小金井市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月24日
80 東京都	西東京市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設を求める意見書	令和元年9月19日
81 東京都	荒川区議会	加齢性難聴への補聴器購入のための助成を求める意見書	令和元年10月11日
82 東京都	港区議会	加齢性難聴への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書	令和2年3月17日
83 東京都	千代田区議会	難聴者の補聴器購入に対する助成を求める意見書	令和元年7月1日
84 兵庫県	西宮市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月18日
85 兵庫県	豊岡市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月27日
86 兵庫県	佐用町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月19日
87 石川県	金沢市議会	加齢性難聴者の補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書	平成31年3月20日
88 石川県	小松市議会	加齢性難聴者の補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書	平成31年3月20日
89 石川県	志賀町議会	加齢性難聴者の補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書	平成31年3月15日
90 石川県	加賀市議会	加齢性難聴者の補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書	平成31年3月22日
91 滋賀県	近江八幡市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年7月5日
92 滋賀県	彦根市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年10月9日
93 滋賀県	東近江市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月26日
94 滋賀県	大津市議会	難聴者(児)対策の早期充実を求める意見書	令和元年7月2日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
奈良県	大和郡山市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年7月3日
奈良県	王寺町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月6日
奈良県	平群町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月14日
奈良県	三郷町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月13日
奈良県	奈良市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月15日
奈良県	大和高田市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月18日
佐賀県	唐津市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月26日
香川県	丸亀市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月21日
高知県	いの町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月17日
高知県	香美市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年3月22日
高知県	宿毛市議会	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月18日
高知県	四万十町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月13日
高知県	安田町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月13日
高知県	佐川町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月13日
高知県	四万十市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月17日
高知県	須崎市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月19日
高知県	南国市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月19日
高知県	安芸市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月19日
高知県	黒潮町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月12日
高知県	本山町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月11日
高知県	大月町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月17日
高知県	日高村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月12日
高知県	北川村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年12月18日
高知県	大豊町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	平成31年12月13日
高知県	土佐町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月10日
高知県	芸西村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月12日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
121 長野県	松本市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求める意見書	令和元年9月20日
122 長野県	南木曾町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成を求める意見書	令和元年9月25日
123 長野県	王滝村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成を求める意見書	令和元年12月12日
124 福岡県	直方市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年10月4日
125 福岡県	鞍手町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月17日
126 福岡県	越前市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年7月3日
127 大阪府	泉大津市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年6月28日
128 大阪府	富田林市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月20日
129 大阪府	摂津市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年9月24日
130 大阪府	交野市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月23日
131 大阪府	吹田市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月19日
132 大阪府	池田市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月25日
133 和歌山県	橋本市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月13日
134 和歌山県	和歌山市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年7月1日
135 和歌山県	日高川町議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和2年9月18日
136 和歌山県	串本町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月18日
137 和歌山県	北山村議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和2年12月16日
138 和歌山県	古座川町議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和2年12月15日
139 新潟県	胎内市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年3月18日
140 新潟県	阿賀町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月22日
141 新潟県	弥彦村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月17日
142 新潟県	関川村議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月18日
143 新潟県	出雲崎町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月24日
144 新潟県	佐渡市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月30日
145 新潟県	三条市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月30日
146 新潟県	聖籠町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月23日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
147 新潟県	村上市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める意見書	令和2年9月30日
148 新潟県	津南町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月19日
149 京都府	宮津市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月22日
150 京都府	舞鶴市議会	難聴児(者)の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和元年12月26日
151 京都府	長岡京市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月23日
152 京都府	与謝野町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月16日
153 静岡県	静岡市議会	難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書	令和元年7月9日
154 静岡県	御殿場市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	令和3年3月24日
155 山梨県	北杜市議会	難聴者の補聴器に対する公的助成制度の拡充を求める意見書	令和2年9月23日
156 山梨県	韮崎市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年12月21日
157 山梨県	甲府市議会	加齢性難聴者に対する適切な支援体制の構築と補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	令和3年3月23日
158 岡山県	新見市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年6月25日
159 岩手県	宮古市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和2年9月25日
160 愛媛県	八幡浜市議会	加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書	令和2年12月18日
161 鹿児島県	垂水市議会	加齢性難聴者補聴器購入補助制度創設を求める意見書	令和2年3月13日
162 群馬県	下仁田町議会	「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」提出を求める陳情	令和2年3月18日
163 島根県	津和野町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和元年12月18日
164 神奈川県	中井町議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書	令和3年3月12日
165 神奈川県	座間市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成を求める意見書	令和3年3月22日
166 神奈川県	大和市議会	加齢性難聴者による補聴器の購入等に国の支援を求める意見書	令和3年3月23日

地方議会「加齢性難聴者の補聴器購入に独自事業実施を求める」決議採択の状況

都道府県名	議会名	請願(項目)・陳情(項目)	決議日程
沖縄県	那覇市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める陳情 (加齢性難聴者の補聴器購入に係る那覇市独自の財政的補助事業を実施すること)	令和2年3月18日

都道府県名	議会名	意見書	決議日程
秋田県	大館市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対し大館市として公的補助を実施するよう求める陳情	令和2年3月16日
茨城県	土浦市議会	土浦市に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情	令和2年12月18日

地方議会「高齢者の補聴器購入への公的助成を求める」請願(陳情)書採択の状況

都道府県名	議会名	請願(陳情)	決議日程
福島県	喜多方市議会	高齢者の補聴器購入への公的助成を求める請願	令和2年3月17日
茨城県	牛久市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める請願	令和2年12月18日
山梨県	韭崎市議会	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願	令和2年12月21日
秋田県	北秋田市	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	令和2年12月22日

地方議会「高齢者の特定検診に聴力検査・検診を求める意見書」請願(陳情)書採択の状況

都道府県名	議会名	請願(陳情)	決議日程
神奈川県	葉山町議会	特定健康診査等における聴力検査・健診を求める意見書の提出について	令和3年3月12日

2023年4月28日、日本共産党の塩川鉄也衆議院議員は、加齢性難聴者の補聴器購入補助を求める取り組みが、全国で120以上の自治体ですでに実施していること。同制度を求める意見書採択が265自治体にのぼっていることを衆議院の質問で紹介しています。